

資格ガイド

住宅・不動産業界における必須資格

宅地建物取引士とは？

宅地建物取引士は不動産の取引に関わるプロフェッショナルです。不動産には様々な法律が関わっているため、その取引では専門的な知識が必要とされます。宅地建物取引士は円滑な不動産取引

のための重要な役割を担っていて、不動産の取引における重要な場面に必ず登場します。

宅地建物取引士の設置義務と独占業務

宅地建物取引士は、「宅地建物取引業者（宅建業者）の事務所ごとに、従業員5人に1人以上の割合で専任の宅地建物取引士を設置しなければならない」という法律のもと、その業務を遂行しています。

さらに、宅地建物取引士にしかできない3つの独占業務があります。不動産取引において宅地建物取引士は重要な役割を担っているのです。

契約前に行うこと

1. 物件に関する重要事項の説明

不動産の取引では高額な金銭やさまざまな権利が動きます。そこで、宅地建物取引士はトラブルを回避するために、アパートを借りたりマイホームを購入する際の契約前に、必ずその物件に関する重要な情報を買主（借主）に説明しなければなりません。重要事項とは、たとえば、物件の所在地、土地・建物の用途やその制限、電気・ガス・水道の整備状況等を指します。

2. 重要事項説明書への記名

重要事項の説明にあわせて、重要事項の内容が記載された「重要事項説明書」に記名をし、交付します。

契約後遅滞なく行うこと

3. 契約書への記名

重要事項の説明で、その内容に納得すればよい契約です。宅地建物取引士は、契約書の内容に間違いがないかどうか確認をして、記名をします。

宅地建物取引業者

宅地建物取引士の設置義務を負っているのは宅地建物取引業者です。宅地建物取引士が最も必要とされ、活躍しているフィールド

であるからこそ設置義務があるともいえます。宅地建物取引業者の業務は次の3つとなります。

宅地建物取引業者の業務

1. 不動産の売買・交換を自分で行うこと

自分の所有する土地を分譲販売する不動産会社や、大規模なマンションを建設し、直接お客さんに販売するマンション業者などがあてはまります。

2. 不動産の売買・交換を代理・媒介すること

マンションなどの不動産の所有者からその売却を依頼された不動産会社があてはまります。売主は、不動産会社を通してお客さんを探してもらい、契約を交わすことになるのです。媒介は一般的に「仲介」と呼ばれています。

3. 不動産の賃貸借を代理・媒介すること

アパートやマンションを管理するいわゆる「大家さん」から、空部屋の借り手を探すよう依頼された不動産会社があてはまります。不動産会社は、そうして集められた物件情報の中から、お客さんに見合った物件を紹介していき、貸し手側の「大家さん」と借り手側の「お客さん」との「仲介」をします。

宅地建物取引士の知識は様々な場面で求められています！

住宅・不動産業界における必須資格

不動産には法令上の制限や、民法をはじめとするさまざまな法律が関係しています。これらの住宅・不動産に関する法律知識を身につけた宅地建物取引士として顧客に接することで、大切な財産である不動産の取引において、顧客からの信頼を得ることができます。また、その取引の最終ゴールである契約についても宅地建物取引士として関わりますので仕事の達成感を味わうことができます。

一般企業における有用な資格

企業が保有する不動産は企業にとって重要な資産です。その土地を利用して不動産事業を行う企業もあります（鉄道会社・商社・百貨店等）。また、企業は業種や業務内容ごとに事業用地としてさまざまな用途の不動産を必要としています。したがって、一般企業においていろいろな場面で宅建士試験合格者の知識が有用となります。

金融機関における必須資格

金融機関は不動産を担保にお金を貸します。担保物件の価格の査定や抵当権設定など、融資業務に不動産知識は欠かせません。また、不動産の証券化・不動産投資など、最近では不動産が金融商品として取り扱われています。金融機関と不動産は密接な関係にあります。

社会的・一般的に有用な資格

宅建士試験で学習する内容には社会生活をしていく上でのさまざまなルールが含まれています。民法では人と人との取り決めや約束事について学習していきますので、不動産に関連したトラブル処理だけでなく、日常生活で発生したトラブル（商品購入の際の支払いや解約トラブル、保証人制度等）に対応できる知識が身につきます。また、法律系資格の登竜門として、宅建士試験の学習で身につけた知識を活かし、他の法律系資格へのステップアップとすることもできます。

試験ガイド

試験実施日程(2023年度例)

※2024年6月上旬に正式な公表があります。



試験概要(2023年度例)

受験資格	原則として誰でも受験できます。										
受験地	試験は、各都道府県別で実施されるため、受験申込時に本人が住所を有する都道府県での受験が原則となります。										
受験料	8,200円										
試験方法・出題数	方法:4肢択一式の筆記試験(マークシート方式) 出題数:50問(登録講習修了者は45問) 法令では、試験内容を7項目に分類していますが、TACでは法令をもとに下記の4科目に分類しています。 ★登録講習修了者は例年間46～問50の5問が免除となっています。										
試験内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>出題数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民法等</td> <td>14問</td> </tr> <tr> <td>宅建業法</td> <td>20問</td> </tr> <tr> <td>法令上の制限</td> <td>8問</td> </tr> <tr> <td>その他関連知識</td> <td>8問★</td> </tr> </tbody> </table>	科目	出題数	民法等	14問	宅建業法	20問	法令上の制限	8問	その他関連知識	8問★
科目	出題数										
民法等	14問										
宅建業法	20問										
法令上の制限	8問										
その他関連知識	8問★										

各科目についての詳細は
コチラ



試験データ

過去10年間の年度別試験結果・合格ライン

宅建士試験は記述式ではなく4肢択一式の試験であるため、正解数0～50の50段階のどこかにすべての方が存在します。

とりわけ、合格ライン付近では同じ点数の中かなりの人数がひしめき合い、わずかに1問の正解・不正解で合格が分かれることになります。毎年、合格ライン（合格に必要な最低正解数）は問題の難易度等により変動し、過去10年では31問から38問で推移しています。



※2020年度・2021年度は例外的に12月にも試験が実施されました。

試験実施機関

(一財)不動産適正取引推進機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3階
03-3435-8111 <https://www.retio.or.jp/>

注意

受験資格または願書の配布時期及び申込受付期間等については、必ず各自で事前にご確認ください。願書の取り寄せ及び申込手続も必ず各自で忘れずに行ってください。

科目ガイド

民法等

不動産を購入する際に交わす「契約書」に記載されているトラブルが起こった場合の処理方法や、トラブルを未然に防ぐための約束事を定めた法律です。特に「不動産の取引」に関係した部分から出題されます。

せっかく買った家が…

Q 新築の家を買ったのですが、台風で雨漏りがして大変な目にありました。このような場合、分譲会社に雨漏りを直してもらったり、被害にあった損害金を請求することができるのでしょうか？

A 不動産を取得した後になって、その不動産に欠陥があることが判明した場合に、買主は売主や建築業者に対して、損害の賠償請求や、修繕の請求等をできる場合があります。こうした不動産をめぐるトラブルの解決方法について民法等で学習していきます。

借金も相続する!?

Q 先日亡くなった父の財産を相続しました。父の知人が銀行から1000万円借入した際の保証人になっていたようで、銀行から返済の催促がありました。この借金を私が返済しなければならないのでしょうか？

A 相続の場合、家や金銭などの財産だけではなく、借金や保証債務などの「負の財産」もあわせて相続することになります。一方、保証人の場合、借金をした本人（父の知人）の返済状況や保証債務の内容など、ケースによりその対応が異なります。こうした「相続」「保証制度」について、民法等で学習します。



宅建業法

お客さんに不利益が生じないように、宅建業者や宅地建物取引士の仕事上のルールを定めています。業者はもちろんのこと、みなさんがマンションなどの賃貸借や売買をする際にも「宅建業法」の知識が大きな味方となります。

宅建業者の見分け方

Q 賃貸アパートを探すために、何軒か不動産会社をまわろうかと思っています。そのとき、その業者がちゃんとした不動産会社かどうか見分ける方法はありますか？

A 宅建業を営もうとする場合、誰でも自由になれるというわけではなく、一定の基準をクリアし「免許」を受けなければなりません。また、宅建業者は事務所などに「標識」の設置が義務づけられているため、その記載内容で免許を受けているかどうか一目でわかるようになっています。このように私たち消費者を保護する目的で「免許制度」「標識の設置義務」が規定されており、宅建業法で学習していきます。



モデルルームを見て衝動買い!?

Q 分譲マンションのモデルルームを見学に行ったところ、すっかりその物件が気に入ったので、即座に購入を決めて、近くの喫茶店で売買契約をしてしまったのですが、よくよく考えてみると衝動買いだったことをすごく反省しています。一度契約をしたら解除することは出来ないのでしょうか？

A 不動産会社以外の場所で、売買の申込みや契約を締結した場合には、それらの契約を撤回したり解除することができる場合があります。これをクーリング・オフ制度といいます。この制度は、訪問販売による契約など、身近なものにも適用されている制度なのです。こうした制度について、宅建業法で学習します。

法令上の制限

「住み良い街づくり」「安全な家づくり」をしていくためのルールを定めた法律です。あまり馴染みがないかもしれませんが、学習していくと自分の住んでいる街を見る目が変わるはずです。

魅力的な土地だけど…

Q マイホーム取得のためいろいろと情報収集をしていたところ、価格の面で魅力的な造成地がありました。ただ、「市街化調整区域」と記載されていたのですが、家を自由に建てることのできるのでしょうか？

A 市街化調整区域とは、市街化を「抑制する」区域のため、家を建てるためには知事の許可を受けなければなりません。一方、市街化を積極的に促進する「市街化区域」では、一定の条件のもとに家を建てることができます。このように「住み良い街づくり」を計画的に実現していくためには、さまざまな制限を受けることもあります。そうした法令上の制限をこの科目で学習します。

マンション建設で日当たりが心配

Q 家の近所に、近々大きなマンションができるのですが、そうすると、日陰になるなど住環境に悪影響を及ぼすのではないかと心配しています。このような住宅街に大型のマンションを自由に建築することができるのでしょうか？

A 近くに高い建物が建築されると、日陰が生じるなど住環境に少なからず影響がでます。例えば、低層住宅が建ち並ぶ住宅街であれば、高層の建物を建築することは原則としてできません。このように建築物の建築行為については、自分の土地であるからといってすべて自由に使用することはできず、一定の制限が設けられているのです。



その他関連知識

不動産購入の際にかかる税金制度のことや、土地・建物の安全性や耐久性といった不動産にまつわるさまざまな知識を学習します。この分野の学習では「こういう意味があったのか!」と納得できる場面がきっと訪れます。

不動産広告のナゾ

Q 不動産の折り込み広告をよく見かけるのですが、「駅から徒歩8分」と掲載してある場合、何を基準にしているのですか？

A 不動産の広告に掲載される情報は、よく読んでみると、わかっているようで本当はよくわかっていないことがたくさんあります。広告の内容については、誰が見ても正しく理解できるように宅建業者が自主的に「公正競争規約」というもので、その内容を規制しています。たとえば、徒歩による所要時間の基準は、道路距離80mにつき1分間を要するものとして算出します。広告についての様々な規制については「その他関連知識」で学習します。



知って得する税金

Q 念願のマイホームを手に入れるために、父母が頭金の一部を出してくれるといっています。この場合、何か問題がありますか？

A 不動産を取得する場合、一定の条件に該当するとその税金が軽減される場合があります。例えば、父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合には、一定の要件を満たすことで、贈与税が軽減される特例があります。また、個人が一定の要件に該当する居住用財産を取得するために、銀行などからその資金を借り入れる場合、その借入金等の年末残高により、一般の所得税額から控除されます。税金の基本的な知識があれば随分トクをすることがあります。これは「その他関連知識」で学習します。



宅地建物取引士講座

<5月通常コース・6月開講コース>

募集締切
(5月通常)

4/22

募集締切
(6月開講)

6/5



さまざまな業界で需要が多く、人気の資格。活躍の場が広がる。

【宅地建物取引士とは?】

宅建や宅建士は「宅地建物取引士」の略称で、毎年20万人前後の受験者数を誇る最大規模の人気の国家資格です。宅建士試験に合格すると宅建士として、不動産の売買や賃貸物件のあっせんをする際に、その土地や建物について専門知識を有していないお客様に詳しい説明をすることができるようになります。

宅建士試験の人気の秘密は、社会的ニーズの高さ・活用範囲の広さにあります。不動産業に携わる方ばかりでなく、金融関係、建設関係はもちろんのこと、他業種でも不動産に関わる専門知識を要するセクションでは、宅建の知識が業務に深く関わることもあり、高い需要を誇っています。宅建士は幅広い業種の就職活動に有利だけでなく、就職してから不動産業界では資格手当が出る等、給与面でも優遇される場合があります。

【講座概要・特色】

約半年間で宅建士合格を目指す短期合格カリキュラムです。5月からまず主要科目で学習に時間のかかる「民法等」の内容から学習を始め、「宅建業法」、「法令上の制限」、「その他関連知識」と、9月中旬までの各講義で合格のために必要な知識を身につけます。そして、本試験までの約1ヶ月で本試験形式の予想問題を解くことにより効率よく合格レベルに到達することができます。

【Webフォロー】

本講座は、講義をPC、スマートフォンやタブレット端末でも受講いただけるWebフォローがついています。Web動画で繰り返し講義の視聴が可能ですので、欠席時の補講としてだけでなく復習用としてもご活用ください。※Web動画の担当講師と本講座(エクステンションプログラム)の担当講師は異なります。

募集定員 100名

両コースあわせて

募集締切

●通常コース:4月22日(月)

●6月開講コース:6月5日(水)

受講料

在学・卒業生:54,900円

一般:98,400円(教材費を含む)

【カリキュラム・スケジュール】

5月初旬

9月中旬

10月第3日曜日

●基本講義+科目別基礎答練

民法(11回) 法令上の制限(6回)
宅建業法(7回) その他関連知識(3回)

●基礎答練

民法(1回)・宅建業法(1回) 法令上の制限(1回)

直前総まとめ講義
演習(8回)
公開模試(1回)本
試
験

6月開講コースをご受講の場合は

- 民法等(開講~6月中旬)をWeb受講(オンデマンド型)
- 宅建業法(6月下旬~)から対面講義に合流となります。

参考

一般財団法人 不動産適正取引推進機構
<https://www.retio.or.jp/>

月	日	時間	講座内容
5月	7日(火)	18:50 ~ 21:30	オリエンテーション:宅建士試験一発合格に向けて 民法等①
	9日(木)		民法等②
	14日(火)		民法等③
	16日(木)		民法等④
	21日(火)		民法等⑤
	23日(木)		民法等⑥
	28日(火)		民法等⑦
30日(木)	民法等⑧		
6月	4日(火)		民法等⑨
	6日(木)		民法等⑩
	11日(火)		民法等⑪
	13日(木)	基礎答練(民法等)	
	18日(火)	宅建業法①	
	20日(木)	宅建業法②	
	25日(火)	宅建業法③	
7月	27日(木)	宅建業法④	
	2日(火)	宅建業法⑤	
	4日(木)	宅建業法⑥	
8月	9日(火)	宅建業法⑦	
	8日(火)	10:00 ~ 12:40	基礎答練(宅建業法)
	22日(木)		前半まとめ復習講義(民法・宅建業法)

月	日	時間	講座内容
8月	27日(火)	10:00 ~ 16:10	法令上の制限①
	29日(木)	10:00 ~ 12:40	法令上の制限②
9月	3日(火)	10:00 ~ 16:10	法令上の制限③
	5日(木)	10:00 ~ 12:40	法令上の制限④
	10日(火)	10:00 ~ 16:10	法令上の制限⑤
	12日(木)	10:00 ~ 12:40	法令上の制限⑥
	17日(火)	10:00 ~ 16:10	その他関連知識①
	19日(木)	10:00 ~ 12:40	その他関連知識②
	24日(火)	10:00 ~ 16:10	その他関連知識③+法改正セミナー
	26日(木)	10:00 ~ 12:40	基礎答練(法令上の制限他)
10月	1日(火)	10:00 ~ 12:40	直前総まとめ講義演習①
	3日(木)	10:00 ~ 12:40	直前総まとめ講義演習②
	8日(火)	18:50 ~ 21:30	直前総まとめ講義演習③
	10日(木)		直前総まとめ講義演習④
	15日(火)		直前総まとめ講義演習⑤
	1日(火)		全国公開模試
3日(木)	直前総まとめ講義演習⑥		
8日(火)	直前総まとめ講義演習⑦		
10日(木)	直前総まとめ講義演習⑧		
15日(火)	直前総まとめ講義演習⑨		

※10:00~16:10の日は、途中50分の休憩をはさみます。 ※全国公開模試の受験料は、講座受講料に含まれます。

【試験データ】【過去6年間の年度別試験結果・合格ライン】

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	合格ライン
2017	258,511名	209,354名	32,644名	15.6%	35問
2018	265,444名	213,993名	33,360名	15.6%	37問
2019	276,019名	220,797名	37,481名	17.0%	35問

※本試験の出題数は、50問です。

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	合格ライン
2020	204,163名	168,989名	29,728名	17.6%	38問
2021	256,704名	209,749名	37,579名	17.9%	34問
2022	283,856名	226,048名	38,525名	17.0%	36問

※2023年度の情報は、参考のページからご確認ください。

【合格率】受講生合格率/全国平均合格率(2023年3月判明分)

2020年(10月試験)	2021年(10月試験)	2022年
25.0%/17.6%	28.6%/17.9%	29.0%/17.0%

【試験制度】

受験地	試験は各都道府県で実施されるため、本人が住所を有する都道府県での受験が原則となります。
受験日	毎年1回 例年10月第3日曜日 午後1時~3時(2時間)
受験手数料	8,200円(2023年度)
試験方法・出題数	方法:4肢択一の筆記試験(マークシート方式) 出題数:50問
試験内容	法令では、試験内容を7項目に分類していますが、本講座では法令をもとに以下の4科目に分類しています。 ①民法等 ②法令上の制限 ③宅建業法 ④その他の関連知識

本講座受講料に受験料は含まれません。

受講生の声

宅地建物取引士

●経済学部 4年 Sさん(女性)
(2023年試験合格)

私は金融業界に就職が決まった為、大学在学中に時間を有効活用して更なるレベルアップを目指したいと思い、宅建士の取得に挑戦することを決めました。

講義では、先生が合格に必要な要点を分かりやすい具体例や語呂を用いながら教えてくださった為、4分野という広い試験範囲でも効率良く勉強を進めることが出来ました。

私は法律・不動産の知識が全くないところからスタートしましたが講座を受け、配布された問題集を繰り返し解くことで本試験では合格ラインを大きく上回り、合格することが出来ました。私のように宅建士に関する知識が無く、資格を取りたいが合格出来るか不安だと感じている方には、特に受講することをお勧めしたい講座です。

受講までの流れ

2024年3月1日(金)申込開始(申込はオンラインのみ)

1 エクステンションプログラム講座に関する情報収集

パンフレット ホームページ

- パンフレットやホームページで興味がある講座を探してください。
- オンラインガイダンス、講座説明会に積極的にご参加ください。
- 講座のスケジュール、募集締切や注意事項を事前にご確認ください。
- ご不明な点は、事前に教務機構へお問い合わせください。
- 受講に悩んでいる場合は、窓口や電話、e-mailで気軽にご相談ください。

卒業生・一般の方へ

卒業生・一般の方も講座の申込が可能です(一部講座を除く)。ただし、申込多数の場合は、在学生を優先させていただきます。ご了承下さい。



相談窓口

教務機構(西宮上ヶ原キャンパス G号館1階)
●専用電話:0798-54-6900(平日)8:50~16:50 ●e-mail:extension@kwansei.ac.jp

2 オンライン申込・決済

ホームページ

- 本学「エクステンションプログラムホームページ」の申込専用ページから申込んでください。
《①エクステンションプログラム申込サイト》

<https://www.kwansei.ac.jp/lifelonglearning/extension/entry>

*右記「QRコード」を読み込んでいただきアクセスすることも可能です。

- 決済(お支払手続)が完了したら、申込完了となります。
- 申込・決済完了後、ご登録のメールアドレス宛に申込完了通知メールが送信されます。

- 注意**
- 決済完了後24時間以内に申込完了通知メールが届かない場合は、教務機構までご連絡ください。
 - ドメイン@kwansei.ac.jpからのe-mailが受け取れるようにあらかじめ設定をお願いします。
 - 募集締切後、教務機構からご連絡させていただく場合があります。



3 《講座担当の協力会社》からの開講前案内

e-mail

- 一部の講座について、講座担当の協力会社から開講前に講座に関する詳細を直接e-mailでご案内する場合があります。
 - 担当者からの案内に沿って、事前に受講の準備を進めてください。
- なお、質問がある場合はe-mailで担当者に直接確認するようにしてください。

- 注意**
- 対面授業の教室情報については、教務機構から開講日前日までにe-mailでご案内します。
 - オンライン授業の詳細については、講座担当の協力会社から受講開始日前日までに直接e-mailでご案内します。



4 《講座担当の協力会社》からの開講オリエンテーション

対面(ハイフレックス型)

- (e-learningを除く)全ての講座において、協力会社が講座開講に向けてのオリエンテーションを対面(ハイフレックス型)にて実施します。

- 注意**
- 授業の開講曜日・時限とは異なる日時に実施する場合があります。出席が難しい場合は、後日オンデマンドで視聴可能ですのでご安心ください。
 - 受講に向けて今後の学習計画や目標・ゴール設定をする機会にしてください。講座担当者が計画的な学習をサポートします。
 - 同じ目標に向かって切磋琢磨するクラスメイトとの顔合わせの機会にしてください。
 - なお、講座(授業)初日にオリエンテーションを設ける場合もあります。



5 受講開始

西宮上ヶ原 神戸三田 同時双方向 オンデマンド アプリ e-learning

受講講座オンライン申込・決済について

- 受講対象(在学生、卒業生、一般の方)で受講料が異なりますので、申込の際は必ずご確認ください。

申込

- 1 申込専用ページ(P.4「2オンライン申込・決済」ご参照)の申込用ボタンをクリックし、「講座一覧」へ進んでください。

- 2 「講座一覧」より受講を希望する講座を選び「申込」ボタンをクリックしてください。

※「申込」ボタンを押して講座詳細を確認することができます。
(「戻る」ボタンで「講座一覧」へ戻ることができます)

- 3 「講座詳細」画面に表示された内容について、受講を希望する講座に相違ないかご確認ください。「講座申込フォーム」ボタンをクリックしてください。

※特に講座名および「在学生」「卒業生」「一般」の区分に誤りがないかご確認ください。

- 4 「講座申込フォーム」に必要事項をご入力の上「確認画面へ」をクリックしてください。

※「受講に関する注意事項」は必ずご確認ください。
※5分以上経過すると確認完了できずエラーとなり、申込手続を再度(最初から)やり直す必要があります。

- 表示された内容をご確認の上「決済画面へ」ボタンをクリックしてください。

決済方法は「クレジットカード」または「コンビニ」が選択可能です。
※現金払いをご希望の方は、コンビニ決済をご選択ください。



決済

- 途中で画面を閉じた場合やエラーが表示された場合、あるいは決済画面遷移後に決済方法の変更を希望する場合は、再度(最初から)申込手続を行ってください。

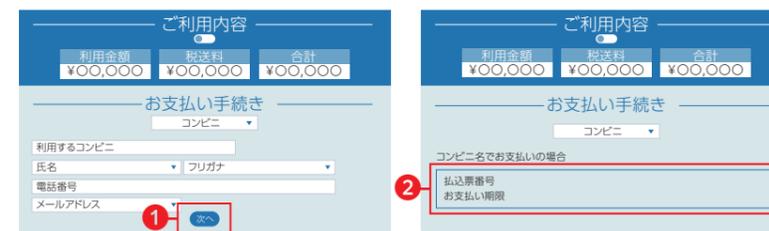
クレジットカード決済



- 必要事項をご入力の上「次へ」ボタンをクリックしてください。

(利用可能なカードブランド)
VISA, MASTER, JCB, AMEX, DINERS

コンビニ決済[現金払い]



- 1 必要事項をご入力の上「次へ」ボタンをクリックしてください。
- 2 画面に表示されるコード番号をお手元にご用意のうえ2日以内に指定のコンビニで受講料をお支払いください。

※コンビニ決済にはシステム利用料が発生します。システム利用料は「税込料」の欄に表示されます。(クレジットカード決済の場合、システム利用料はかかりません。)
※「メールアドレス」が「任意」となっていますが、ご入力がないと決済に関する情報(決済に必要なコード番号)がお手元に送信されませんので、必ずご入力ください。
※コンビニ決済に必要なコード番号の有効期限(お支払期限)は、2日後の23:59までとなります。期限を過ぎるとコード番号が無効となり、決済が完了できなくなりますのでご注意ください。なお、コードが無効となった場合は申込手続が自動的にキャンセルされます。申込を希望される場合は、再度(最初から)申込手続を行ってください。

(利用可能なコンビニ) セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、セイコーマート、ミニストップ



申込・決済完了

- 申込・決済が完了すると、24時間以内にご登録のメールアドレス宛に申込完了通知メールが届きますので、必ずご確認ください。決済完了後24時間が経過しても、申込完了通知メールが届かない場合は、教務機構までご連絡ください。